# 入札契約・工事管理等に関する改善と
# 今後の新たな取組みについて

## （３．工事(業務)管理に関する改善の取組み）

令和 ８ 年 ７ 月

西日本高速道路株式会社

みち、ひと･･･未来へ。

NEXCO 西日本

# 令和８年７月　主な変更内容

赤字：R8.7見直し箇所

| | | |
|---|---|---|
| P5、6 | ： | 不調の発生状況（R8.3末時点）（R8.7） |
| P18～23 | ： | 工事の総合評価落札方式の主な改定内容（R8.7） |
| P29～34 | ： | 工事の総合評価落札方式の改定について（R8.7） |
| P44 | ： | 施工管理業務の改善に関する取組みについて（面接の実施）（R8.7） |
| P51 | ： | 施工管理業務業績評価実施要領の改定（R8.7） |
| P81 | ： | 積算基準の改善に向けた取組み（R8.7） |
| P83～91 | ： | 積算基準に関する取組み･･･最近の改定状況（R8.7） |
| P92 | ： | 令和８年７月の改定概要（R8.7） |
| P96 | ： | 土木工事請負契約における設計変更ガイドラインの改定（R8.7） |
| P97 | ： | 調査等請負契約における設計変更ガイドラインのの改定（R8.7） |
| P113 | ： | 施工管理アプリケーションに対応した出来形様式の追加（R8.7） |
| P115 | ： | 工事変更等検討会の本運用（R8.7） |
| P145 | ： | 4週8休に伴う各補正係数の改定（R8.7）<br>（R8.7～補正係数を乗じないものとする） |

# 改善と今後の新たな取組み

入札契約・工事(業務)管理等に関する改善・新たな取組み内容は以下のとおりです。


1．入札契約制度等の改善に向けた取組み（P　3～P 79）

2．積算基準の改善に向けた取組み（P 80～P 92）

3．工事(業務)管理に関する改善の取組み（P 93～P129）

4．生産性向上等に向けた取組み（P130～P172）

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

## 3.工事(業務)管理に関する改善の取組み

- （1）受発注者間の効率的な業務執行とコミュニケーション向上への取組み
- （2）工事管理スリム化ガイド(4-ｙｏｕ)の活用
- （3）工事及び業務管理の改善に資するガイドライン等の浸透と活用
- （4）土木系工事において現場業務効率化に向けた取組み
- （5）施設系工事において現場業務効率化に向けた取組み
- （6）施工管理において業務効率化に向けた取組み

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

## （1）受発注者間の効率的な業務執行とコミュニケーション向上への取組みを行います。

| | |
|---|---|
| 適切な発注図書・適正な予定価格の作成 | 設計段階での確認強化による品質向上（R6.4～）<br>設計図書審査（積算含む）の強化（H26.5～）<br>対外協議の確認強化及び図書への明示（R5.11～）<br>設計・計画WG等の実施,設計レベルの向上（R7.1～） |
| 着工前の設計思想確認 | 『三者会議』（※）の実施（H26.10～） |
| 円滑なコミュニケーション<br>迅速な指示 | 『三者会議』（※）の実施（H26.10～）<br>※　設計・工事施工調整会議をいい、設計変更ガイドラインに記載。<br>工事管理スリム化ガイド（4－you）制定（R6.3～）<br>工事変更等検討会（試行）の実施（R5.11～）<br>事務所長と受注者（本・支店及び現場）による懸案事項に関する確認会議（三者面談）の実施（R6.3～）<br>※　三者面談は各支社にて運用中 |
| 適切な設計変更の徹底 | 設計変更ガイドラインへの反映<br>（R5.7～工事変更指示書と合せて概算金額の通知）<br>（H23.5制定～H27.4改定(具体事例など追加)） |
| 工事一時中止手続きの明確化 | 工事一時中止ガイドラインの改定<br>（H24.9制定～H27.4改定(費用計上など追加)） |
| ワンデーレスポンス | 設計変更ガイドラインへの反映（H29.7～） |
| ウィークリースタンス | 設計変更ガイドラインへの反映<br>（R1.7制定～R5.7改定）<br>※調査等及び土木工事請負契約における設計変更ガイドラインを対象 |
| 現場業務の効率化<br>（品質の確保を図りつつ生産性の向上に努める） | 書類・データの二重提出の解消（H28.1、R5.11～）<br>しゅん功検査の省力化（R5.7～）<br>工事情報共有・保存システム（kcube2）（H28.1～）<br>工事等管理システムの稼働（R7.3～） |

### 社員・施工管理員一人一人への周知と浸透

- 発注者としての責務や役割を理解し、受注者と「対等の立場」で、共に現在及び将来にわたる公共工事の品質確保の促進に努める。
- 中長期的に担い手の育成・確保を目指し、適正な予定価格の設定に努める。
- 働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正、i-Constructionの推進等による生産性の向上などに努める。
- 維持修繕に関する点検記録・補修工事など関係書類の永年保存を行う。

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

## （2）工事管理スリム化ガイド(4－ｙｏｕ)の活用を図ります。［R6.3策定、R6.7、R7.7、R8.7改定］

＜工事管理スリム化ガイドの目的＞

週休2日を原則とした適正な工期を確保した上で、工事書類の作成・提出・保存にかかる時間、工事の変更等に要する過度な説明資料作成等を排除し工事書類の簡素化を強化します。

さらに、情報通信技術等(ICT、BIM/CIM、DX)を活用し、施工管理の効率化･省力化による生産性を向上します。

また、受発注者間で役割分担を明確化,良好なコミュニケーション(対話)を確保し迅速な意思決定に繋げるなど、業務の更なる適正化を行います。これらのための施策の確実な履行を促すため「工事管理スリム化ガイド(4-you)」を策定し社員等に周知します。

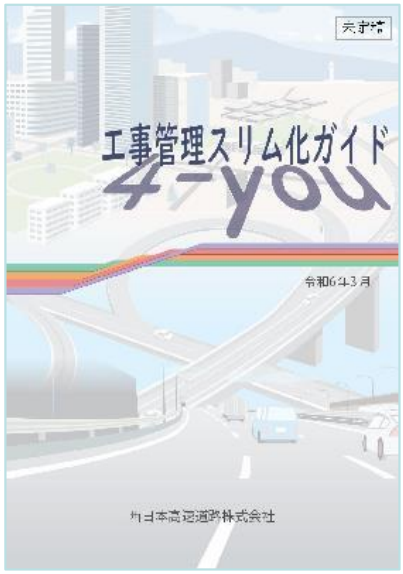
＜取組み浸透のための「スリム化ガイド」の活用＞

- ▶ 工事の円滑化に向けて取組む“4つの施策”のポイント(要点)を記載
- ▶ 土木工事、施設工事の関連基準類へガイドし受発注者で確実に運用することで業務執行の適正化を図る
- ▶ 受注者,施工管理会社,NEXCO社員に対する説明会に使用(認識共有)

＜４－ｙｏｕのネーミングについて＞

- ４つの施策＜①設計図書の品質向上、②適正な工期設定、③書類作成の軽減、④施工管理の効率化・省力化＞
- ４つの行動宣言（行動宣言ポスター）「休」,「効」,「適」,「話」
- 建設業の新たな目標　新3K(給与,休暇,希望)+1K(かっこいい)
- for you・・・全ての関係者に“働き方のスリム化”でワークライフバランスを確保＜工事受注者,設計受注者,NEXCO社員,施工管理員＞
- for you・・・働くあなたを守るために＜家族、友人、大切な人、同僚＞
- 関係４者で立案した施策をもとにガイドを策定　＜業界団体、ＮＥＸＣＯ３社＞

(表紙)




(裏表紙)




ガイドは
こちらからどうぞ ▸

みち、ひと…未来へ。
NEXCO 西日本

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

## （3）工事及び業務管理の改善に資するガイドライン等の浸透と活用を図ります。

●受発注者間の設計変更等の認識のずれ等に起因した問題が発生しないよう、受発注者双方が契約変更に関する理解を深め、「対等な立場」で協議し、適切な契約変更がなされるよう各種ガイドラインを策定
●社員及び受注者に向けた講習会の実施。HPに公表し広くガイドラインの浸透と現場での活用を図ります

### 土木工事請負契約における設計変更ガイドライン

西日本高速道路株式会社
令和８年７月

- 発注者責務の明示（改正品確法）
- 書面主義の徹底（適切な変更指示）
- 「設計図書の照査」,「工事の変更等の補助業務」の範囲,費用負担を明確化
- 割掛項目の数量明示
- 新単価、増加費用等の算出方法を追加
- ワンデーレスポンスを追加（H29.7）
- 工事工程共有及び責任分担の明確化(H30.7)
- 割掛対照表の一部修正（R1.7）
- 契約書用語の改正（条項の見直し、瑕疵→契約不適合）（R2.4）
- 一時中止に関する契約条件の明示(R4.9)
- 工事変更指示書と合せて概算金額の通知を追加(R5.7)
- 設計変更における受発注者による数量確認について明記(R5.7)
- ウィークリースタンスを追加(R5.7)
- 受注者の負担で実施すべき補助業務の範囲を超えるものを追加する場合について、事前に受注者に対して意向確認を行い履行意思があることが前提であることを追記(R6.7)
- 受注者の負担で実施すべき補助業務内容の明確化（R7.7）
- 受注者の負担で実施すべき補助業務の範囲を超えると考えられる事例,設計変更の対象となるケースの追記(R7.7)
- 設計変更時について受発注者双方確認することを追加(R7.7)
- 契約変更時の諸経費額算出式の追加（R8.7）

### 施設工事請負契約における設計変更ガイドライン

西日本高速道路株式会社
令和７年７月

- 発注者責務の明示（改正品格法）
- 書面主義の徹底（適切な変更指示）
- 総価契約の解説（総価単価契約との違い）
- 「設計図書の照査」，「工事の変更等の補助業務」の範囲，費用負担を明確化
- 設計変更手続きフローの明示
- 設計変更の対象事例等の集録
- 受注者とのコミュニケーション
（ワンデーレスポンス，ウィークリースタンス）
- 受注者の負担で実施すべき補助業務の範囲を超えるものを追加する場合について、事前に受注者に対して意向確認を行い履行意思があることが前提であることを追記(R6.7)
- 受注者の負担で実施すべき補助業務内容の明確化（R7.7）
- 受注者の負担で実施すべき補助業務の範囲を超えると考えられる事例の追加(R7.7)
- 設計変更時について受発注者双方確認することを追加(R7.7)

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

## （3）工事及び業務管理の改善に資するガイドライン等の浸透と活用を図ります。

### 工事一時中止ガイドライン

**西日本高速道路株式会社**
令和７年７月

- 再開に備えての方策明示を追加
- 工程短縮化の方策作成を追加
- 上記に係る費用を適切に計上
- 契約書用語の改正（条項の見直し）(R2.4)
- 発注者の中止指示義務に、「労務及び資材等の価格の著しい変動による影響で資材等の納期の遅れに伴い工事を施工できないと認められる場合」を追記(R4.7)

### 調査等請負契約におけるガイドライン

**西日本高速道路株式会社**
令和８年７月

※当初発注における内容等も含めているため、ガイドラインの名称をR7.7に変更しました。

- 条件明示に係る標準特記を提示
- 業務履行の新たな取組を制定
- 業務履行に係る留意点を例示
- 設計照査の手引きを追加（H29.7）
- ウィークリースタンスを追加 (R1.7)
- 契約書用語の改正（条項の見直し、瑕疵→契約不適合）（R2.4）
- 受発注者による合同現地踏査の義務化(R6.7)
- 契約後の資料の貸与の早期化について明記(R6.7)
- 適切な照査期間の確保（60日間）について明記(R6.7)
- 設計照査の手引きによる照査の義務化について明記(R6.7)
- 計画工程表への受発注者の責任分担、対応等の記載について明記(R6.7)
- 発注前に発注者が把握しておく内容を明記（R7.7）
- 現地踏査日数の考え方を明記（R7.7）
- 品質向上に向けた取り組みの背景を明記（R7.7）
- 作業計画書へ照査計画を記載することを明記（R7.7）
- 設計・計画ＷＧの実施について明記（R7.7）
- 設計段階での課題は設計段階で解決することを明記（R7.7）
- 仮設物の設計レベルを詳細設計とすることを明記（R7.7）
- 関連業務との連携を明記（R7.7）
- 検討業務へは判断できる者の出席を明記（R7.7）
- 調査等指示における留意点を明記（R7.7）
- 設計・計画ＷＧ時には積算用代価表等も確認する旨を追記（R8.7）

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

**（3）工事管理の改善に資するガイドライン等の浸透と活用を図ります。**

## ■工事管理の改善

→『品確法』の理念を踏まえ、発注者の意識改革及び対応姿勢の改善を図るため設計変更ガイドラインに発注者の責務等を明示。（H26.7～）

●受発注者は共に協力して事業を進めていく立場。
●受注者が適正な利潤を確保できるよう、発注者においても適切な仕様書等を作成し、必要に応じて適切に請負代金、工期の変更を行う。
●工事は、受発注者どちらから見ても必要性が認められるものを実施することが基本。この場合、適切に費用を計上する。
●受注者のみが自らその必要性を判断し、追加対策等を実施することなどは極力排除し、軽微なものなど、限定的とする。

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

**（3）工事管理の改善に資するガイドライン等の浸透と活用を図ります。**

## ■条件明示の徹底、適切な設計変更

設計変更ガイドライン改定の概要

◇平成27年4月改定

- ✓ 書面主義の徹底（適切な変更指示）の明記
- ✓ 補助業務の内容に応じた費用負担の具体例等を明記
- ✓ 割掛項目の検測項目化及び割掛項目の数量明示等を明記
  - ・割掛費用の規模及び変更要因の程度を勘案し、検測項目として取扱うことのできる具体例の明示
  - ・条件変更が生じた場合、変更協議の対象とできる旨を記載(受発注者の認識乖離を解消)
- ✓ 新単価協議の手続きに加え，変更単価，諸経費，工事一時中止増加費用の各協議の手続きについてガイドラインに明記

◇平成29年7月改定

- ✓ 新単価ケースA（下限値0.95⇒0.97）の改定
- ✓ 安全対策に関する費用の計上事例を具体的に明記
- ✓ ワンデーレスポンスの対応を明文化

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

**（3）工事管理の改善に資するガイドライン等の浸透と活用を図ります。**

## ■条件明示の徹底、適切な設計変更

設計変更ガイドライン改定の概要

◇平成30年7月改定
- ✓　工事工程共有及び責任分担の明確化の追加
  （詳細は第５編（３）適正な工程確保に向けた取組みをご覧ください。）
- ✓　設計変更することの妥当性に迷った事例の追加

◇令和元年7月改定
- ✓　割掛対照表の一部修正
- ✓　吊足場の追加、押し出し仮設の廃止等

◇令和２年４月改定
- ✓　契約書用語の改正（条項の見直し、瑕疵→契約不適合）

◇令和２年１０月改定
- ✓　割掛対照表の一部修正

◇令和3年7月改定
- ✓　割掛対照表の一部修正（地下埋設物調査費の追加、トンネル呼吸用防護費や換気設備費、河川・水路の締切、迂回費、くい頭処理費の修正）

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

**（3）工事管理の改善に資するガイドライン等の浸透と活用を図ります。**

## ■条件明示の徹底、適切な設計変更

設計変更ガイドライン改定の概要

◇令和４年７月改定

- ✓　昨今の資材等の価格高騰への対応による、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針）」の改正を受け、設計変更の対象となるケースに「資材等の価格の著しい変動による資材等の納期の遅れによる工事費等の変更について」を追記
- ✓　割掛対照表の一部修正（橋梁上部工昇降足場費・背面空洞注入設備費・遮音壁撤去着（橋梁部）の追加）

◇令和４年９月改定

- ✓　契約条件の明示が適切ではない場合、一時中止増加費用の発生に繋がることもあることから、過去事例をもとにした一時中止を発生させないための留意点と確認事項の例を明記

◇令和５年７月改定

- ✓　工事変更指示における受発注者の認識のずれを解消するための新たな取組みとして、工事変更指示書へ概算金額を明示する旨追記
- ✓　設計変更は、契約書及び仕様書等に従い発注者・受注者で行う契約変更の事前の手続きであり重要であることから設計変更における数量確認の留意事項を明記
- ✓　調査等業務で実施（令和元年７月）しているウィークリースタンスの取り組みについて、土木工事においても実施する旨追記

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

**（3）工事管理の改善に資するガイドライン等の浸透と活用を図ります。**

## ■条件明示の徹底、適切な設計変更

設計変更ガイドライン改定の概要

◇令和６年７月改定

✓　受注者の負担で実施すべき補助業務の範囲を超えるものの取扱いの明文化
- 発注者の責任において実施
- ただし、工事受注者自らが履行の意思を示し実施する場合は、発注者が費用を負担
- 工期に影響する場合は、必要な工期についても確保

◇令和７年７月改定

✓　設計変更時について受発注者双方確認することを追記
- 設計変更時について工事打合簿により発注者双方にて確認

✓　受注者の負担で実施すべき補助業務内容の明確化

✓　受注者の負担で実施すべき補助業務の範囲を超えると考えられるの事例の追記
- 既設塗装の成分調査として必要となった鉛・六価クロム・石綿などの調査
- 法令に基づく発注者が実施する関係機関との協議に必要な資料作成※
- 発注者が実施する地元説明資料、協議資料、進捗及び周知などの資料作成※
- 発注者の社内説明の資料

※共通仕様書１－21に規定する受注者が施工計画書として作成する資料は除く

✓　設計変更の対象となるケースの追記
- 詳細設計付き工事における詳細設計業務にて、基本設計で決定された構造物の規模、形式等の変更及び検討事項の追加など、設計条件を変更する場合

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

**（3）工事及び業務管理の改善に資するガイドライン等の浸透と活用を図ります。**

## ■適切な増加費用の計上

→（工事一時中止）【一時中止ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ参照】（H26.7～適用）

URL：http://corp.w-nexco.co.jp/procurement/guideline/pdfs/2-02.pdf

一時中止にあたり作成する基本計画書に、発注者の指示に基づき工事の再開後の工程短縮方策についても明記し、合意することにより、工程短縮に係る現場管理費用の増額についても適切に費用計上します。

→（地域外からの労働者、建設資材調達に係る設計変更（試行））（H26.7～適用）

契約締結後、労働者確保や建設資材確保に要する計画に変更があった場合、必要となる費用について設計変更により対応することを試行します。

※適用の有無等の詳細は、各工事の特記仕様書をご覧ください。

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

**（3）工事及び業務管理の改善に資するガイドライン等の浸透と活用を図ります。**

## ■適切な増加費用の計上

### → スライド条項の適用（単品スライド、インフレスライド）

⇒昨今の資材、労務単価の急激な変動に対応するため、契約書第26条の運用を実施しています。

◆単品スライド条項（契約書第26条第5項）

原材料価格の変動に起因する工事資材価格の変動に対応するため工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）を適用

【令和4年7月改定】

1）購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。

2）鋼上部工工事等の特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。

◆インフレスライド条項（契約書第26条第6項）

賃金等の急激な変動に対応するため、工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）を適用

※スライドに関する概要については、弊社HPへ掲載していることから参照ください。
URL：https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/guideline/pdfs/article-26.pdf

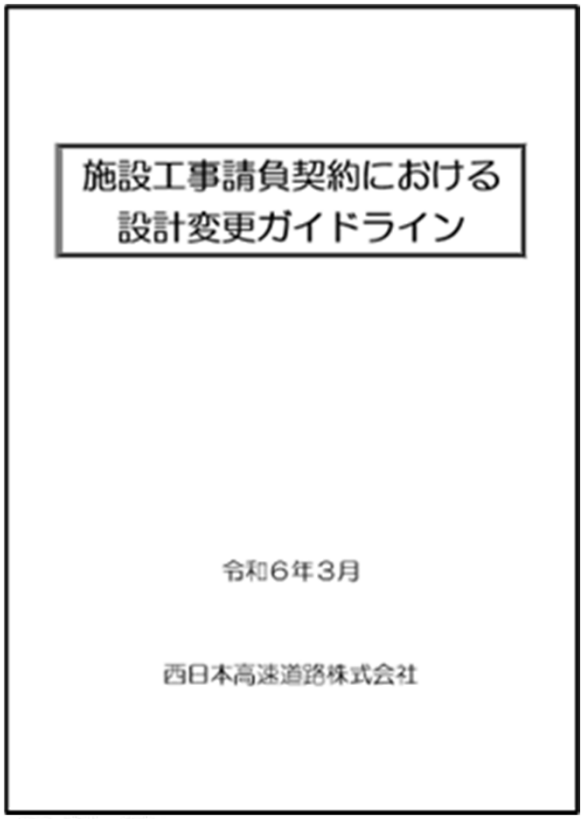
※参考（国土交通省HP）各種スライド条項（全体スライド、単品スライド、インフレスライド）について
URL：https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000101.html

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

**（3）工事及び業務管理の改善に資するガイドライン等の浸透と活用を図ります。**

## ■施設工事請負契約における設計変更ガイドラインの制定(R6.3)

受発注者双方が契約変更に関する理解を深め、**「対等な立場」で協議**し、適切な契約変更がなされるようガイドラインを策定




**施設工事請負契約における**
**設計変更ガイドライン**

**西日本高速道路株式会社**
**令和７年７月**

- 発注者責務の明示（改正品格法）
- 書面主義の徹底（適切な変更指示）
- 総価契約の解説（総価単価契約との違い）
- 「設計図書の照査」，「工事の変更等の補助業務」の範囲，費用負担を明確化
- 設計変更手続きフローの明示
- 設計変更の対象事例等の集録
- 受注者とのコミュニケーション（ワンデーレスポンス，ウィークリースタンス）
- 受注者の負担で実施すべき補助業務の範囲を超えるものを追加する場合について、事前に受注者に対して意向確認を行い履行意思があることが前提であることを追記(R6.7)
- 受注者の負担で実施すべき補助業務内容の明確化 (R7.7)
- 受注者の負担で実施すべき補助業務の範囲を超えると考えられる事例の追加(R7.7)
- 設計変更時について受発注者双方確認することを追加(R7.7)

みち、ひと…未来へ。
NEXCO 西日本

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

**(3)業務管理の改善に資するガイドライン等の浸透と活用を図ります。**

◇平成29年7月　「設計照査の手引き」制定の概要
◇令和６年4月　「設計照査の手引き」の活用を義務化
◇令和７年7月　「設計照査の手引き」に「耐震補強設計」を追加

➢ 工事発注後の設計図書の訂正・変更は受発注者共に多大な労力を要するため、上流側での対応の強化を図ります。

1)成果品の品質向上

高速道路整備を推進するうえで、建設コンサルタント業務の成果は、最も基礎的で重要な要素であり、その精粗が事業の完成に重大な影響を与えることになる。本手引きを活用することにより、正確性を確保するとともに、将来の安全や維持管理への配慮等にも着目しながら、成果品の品質向上を図る。

2)担当技術者の資質向上

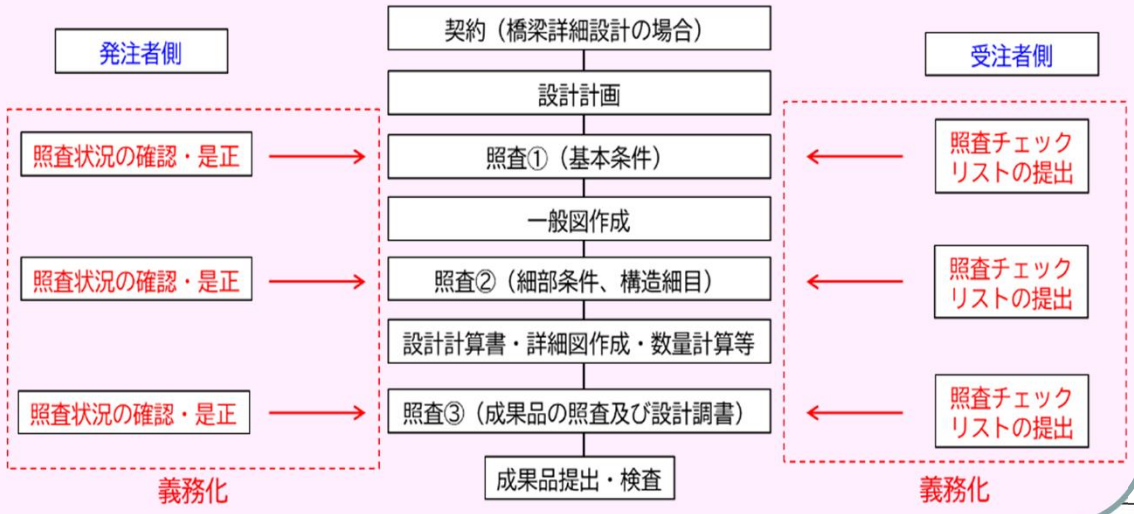
業務内容の複雑化・多様化が進む一方で、担当技術者の不足、相対的な資質の低下が懸念されているが、本手引きの活用により、受発注者双方の技術者が照査の時期や内容のポイントを理解することが可能であり、技術者の資質の向上に寄与する。

3)段階照査の実施(義務化)(R6.4～)

設計成果の更なる品質向上のため、業務の各段階において、受発注者にて確認する取組みを開始。

4)合同現地踏査の実施(義務化)(R6.4～)

受発注者双方で設計条件や現地条件等の確認及び業務の課題等の認識を共有するため、合同現地踏査を義務化



# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

## (3) 業務管理の改善に資するガイドライン等の浸透と活用を図ります。

5) 資料貸与期限の早期化（R6.4～）

契約後すみやかに資料を貸与することで、「業務計画・現地踏査計画の立案」や「設計条件の整理」等を早期に計画できるよう、『契約締結決定通知日の翌日から5営業日以内』に貸与することを基本とします。

6) 計画工程表の共有の義務化（R6.4～）

受注者に設計図書に明記した条件に基づいた計画工程表の作成を義務化し、受発注者双方で確認し認識を共有します。また、計画工程表に課題解決のための受発注者それぞれの責任分担、対応者（監督員又は受注者）及び対応時期を明記することで、「だれが」「いつまでに」が明確になるため、処理すべき懸案事項の遅延を未然に防止します。

7) 計画工程表に変更がある場合の対応を明記（R7.12～入札公告等を行う調査等業務）

調査等共通仕様書1－14作業計画書に下記を追加（R7.12～特記仕様書にて対応、R8.7～共通仕様書を改正）

1－14－5 計画工程表の作成

(1) 受注者は、本章1－14－1(2)に規定する計画工程表の作成にあたっては、「調査等請負契約におけるガイドライン」を遵守し、工程に影響する事項（クリティカル含む）、懸案（未解決）事項及び対応者等を明記し、受発注者双方で確認し共有しなければならない。なお、計画工程表に変更が生じた場合は、速やかに受発注者双方で修正及び確認し、共有するものとする。

(2) 監督員は、上記(1)において、**受注者の責によらない計画工程表の変更がある場合、受注者と協議のうえ、必要に応じて履行期間の変更ができるものとする。ただし、受注者の責による計画工程表の変更の場合はこの限りでない。**

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

## (3) 業務管理の改善に資するガイドライン等の浸透と活用を図ります。

8) 設計・計画WG等の実施（R7.1～）（R7.12～）
- 合同現地踏査後、「設計・計画WG」を実施し、設計の方向性を組織的に判断します（詳細は次頁）。
- 占用案件や借地の可否等、行政、地元及び借地などの下協議等を行い、制約条件を明確にします。
- 設計段階での課題等により新たに必要となる調査は、設計段階で実施、解決します。
- 設計・計画WGにて確認する内容を追加（積算用代価表等）しました。（R7.12～）

9) 設計レベルの向上（R7.1～）
- 本体構造物はもとより仮設物についても設計レベルを詳細設計とします。
- 工事施工の重要な要素である仮設物で、かつ、借地を必要とする場合、「指定仮設」とします。
- 隣接場所の設計業務と設計内容を連携します（土工と橋梁などの設計会社間のすり合わせ）。
- 「検討業務」などの打合せ等には、課長など判断できる者が出席します。
- 検討業務は、検討内容を特記仕様書に明示します。また、検討業務を追加する予定も同様とします。

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

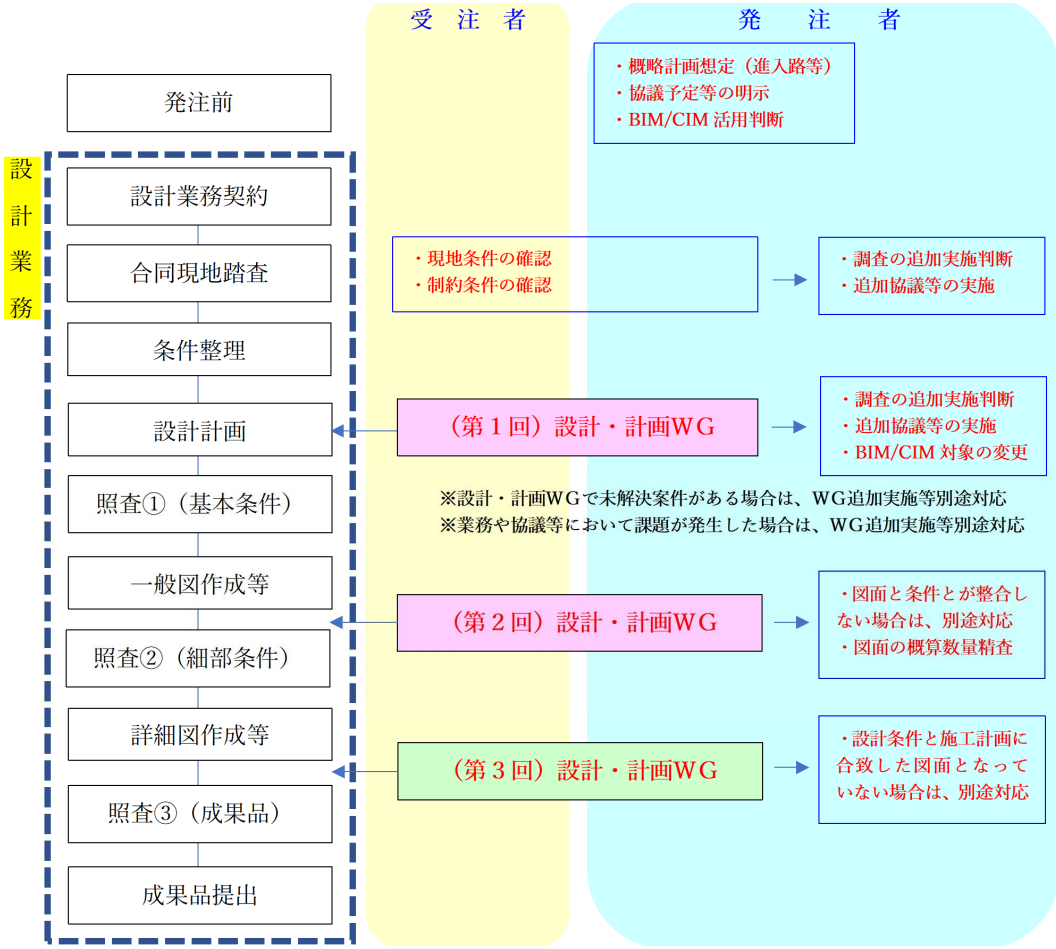
設計・計画WGの実施（R7.1～）
設計・計画WGにて確認する内容を追加（R７.１２～）

＜メンバー及び確認内容（例）＞

| | 実施時期 | メンバー | 確認内容 |
|---|---|---|---|
| 第１回WG | 設計計画段階【必須】 | ・エキスパート（必須）※<br>・支社実施課<br>・事務所副所長<br>・事務所実施課 | ・現地条件や制約条件の確実な把握<br>・目的物や仮設物の設計方針の検討<br>・進入計画、仮設方法、施工方法などの施工計画の検討 |
| 第２回WG | 図面作成段階【必須】 | ・エキスパート（適宜）※<br>・支社実施課<br>・事務所副所長<br>・事務所実施課 | ・適切な施工計画が立案されているかの確認<br>・設計条件や図面との整合確認<br>・図面や必要条件等に記載漏れがないかの確認<br>・積算用代価表等の作成にあたり、監督員と協議する必要があるものは、その方針が定まっているかの確認 |
| 第３回WG | 成果品段階【適宜】 | ・支社実施課<br>・事務所副所長<br>・事務所実施課 | ・設計条件と施工計画に合致した図面作成となっているかの確認<br>・監督員と協議した結果が積算用代価表等に反映されているかの確認 |

※エキスパートとは、技術審査担当部長、支社課長級又は技術支援者など豊富な経験を有する社員等をいう。
（Ⅱ期線施工の場合は、Ⅰ期線の担当を行ったものを含む）
※WGの運営主体は、ＮＥＸＣＯとする。WGでの議論は設計の成果品に反映されるものである。従って、WGの議事録は整備するものの、報告書等は不要とする。
※積算用代価表等とは、数量算出要領等に定められた「工事目的物別数量総括表」及び「工事目的物別代価表」を示す。
※数量算出要領等とは、「調査等共通仕様書」及び「土木設計数量算出要領」を示す。

＜実施フロー＞



# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

**(3)工事及び業務管理の改善に資するガイドライン等の浸透と活用を図ります。**

## ◇発注者が行う関連施設管理者との法令等に基づく届出等について

➢設計成果品や発注者が行う関連施設管理者との法令等に基づく届出等に関して工事発注前に確認を行い、協議状況を特記仕様書に明示するなど、発注図書の精度向上や遅延リスクの解消に努めます。

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

（3）工事及び業務管理の改善に資するガイドライン等の浸透と活用を図ります。

## ■働き改革を推進する業務改善の取組み(ウィークリースタンス)

→NEXCO西日本が発注する土木工事及び設計業務等において、円滑かつ効率的に業務を進めることを目的に、受発注者双方の１週間の仕事の進め方を共有することで、計画的に業務を履行し、より一層の業務の円滑な実施と品質向上に努めます（R1.7～）。

◆作業着手時の初回打合せにおいて、以下の内容を双方で確認し記録します。

① 毎日、昼休み、１７時以降は、会議しない・電話しない

② 仕事の依頼は、依頼内容に見合った作業期間を必ず確保する

③ 休日明け日（月曜日など）を、依頼した仕事の期限日としない

④ 勤務時間外に仕事を依頼しない

⑤ 休日前（金曜日など）は、新たな仕事を依頼しない

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

## （４）土木系工事において現場業務効率化に向けた取組みを行います。

**≪施策の目的・概要≫**

発注者・受注者・工事の施工管理の受注者ともに、担い手が不足する中で、生産性の向上のために、現場業務の効率化が求められています。
具体には、①書類・データの二重提出解消、②工事管理支援システム（ｋｃｕｂｅ）の改善、③施工管理基準の確認(改善に向けた検討)の３点について取り組むこととします。

**現場業務効率化への要望**
・受注者意見（アンケート結果など）

H28.1より専門部会を設けて検討を行っています。

①書類・データの二重提出の解消
②工事管理支援システムの改善
③施工管理基準の改善

**工事管理スリム化ガイド制定（R6.3～）**
ワークライフバランス、工事円滑化、品質向上に向けた要点（ガイド）

### 人的要因への対応

① 改善周知

・土木工事関係書類提出ﾏﾆｭｱﾙの制定（H30.7）
- 書類提出方法等を事前に確認（紙とデータの二重提出を防止）
- 組織や人の判断の濃淡の解消

・土木工事関係書類簡素化ガイドライン（R5.7）
- 書類の最小限化を目指す

※工事管理スリム化ガイドに一本化

### システム改善への対応

② 工事管理支援システム稼働

・工事情報共有・保存システム（Kcube2）
H28.4～稼働
【※H29.7～R6.3機能改良】
書類の保存、検索、閲覧機能等の改善

・工事等管理支援システムR7.3～稼働
※コミュニケーション機能等を充実

### 制度・要領等の基準での対応

③施工管理基準の確認
(1)「JIS・公的機関」への摺合せ
(2)「品質管理」の省力化
(3)「個人的な主観」への対応
(4)「積算への反映」　など

・コンクリート施工管理要領の改正（R6.3）をはじめ各施工管理要領における提出書類の削減や提出時期の見直しを適宜実施

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

## （4）土木系工事において現場業務効率化に向けた取組みを行います。

◇平成29年7月　土木工事関係書類提出マニュアル制定の概要

- ✓　土木工事共通仕様書や施工管理要領に記載されている工事関係書類について、紙とデータの二重提出を防止するため、契約締結後に本マニュアルに基づき、個々の書類の提出方法等について受発注者で確認することとしました。
- ✓　工事管理を行ううえで、組織や人の判断の違いにより生じている課題を解消するため、「現場管理の留意点」として各種課題に対する考え方や取組み事例を記載しました。

**◇平成30年7月 改定**

- ✓　現場管理の留意点を追加
- ✓　要領改正に伴う対応

＜参考＞マニュアルの構成
第1章　目的
第2章　工事関係書類一覧表（提出時期、作成者、提出媒体(標準)、保存者等）
第3章　現場管理の留意点（効率化に向けた取組み事例）

**◇令和3年7月 改定**

- ✓　要領改正に伴う対応（土工施工管理要領やコンクリート施工管理要領、遮音壁施工管理要領の改正）

**◇令和5年7月 改定**

- ✓　要領改正に伴う対応（土工施工管理要領やトンネル施工管理要領等の改正）
- ✓　【巻末資料】土木工事関係書類簡素化ガイドラインの追加（工事管理スリム化ガイドに一本化）

**◇令和6年7月 改定**

- ✓　要領改正に伴う対応（R6.4コンクリート施工管理の改正）
- ✓　契約事務における押印省略に伴う提出方法（電子メール）の追加

**◇令和7年7月 改定**

- ✓　要領改正等に伴う対応（提出時期の一部改正）
- ✓　契約事務における押印省略に伴う提出方法（電子メール）対象書類の改正

**◇令和8年7月 改定**

- ✓　要領改正等に伴う対応（施工管理アプリケーションに対応した出来形様式の追加）
  （参考）https://www.jcomsia.org/software/

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

## （4）土木系工事において現場業務効率化に向けた取組みを行います。

### 土木工事関係書類提出マニュアル（現場管理の留意点）掲載例

| 事例1 | 具体的内容 |
|---|---|
| 現場の声 | 立会いを受けているのに写真を要求されることがある。 |
| 効率化に向けた考え方 | 発注者が検査、立会を実施したものは、写真の撮影は不要です。ただし、立会いを省略した場合は、受注者の負担で、写真を撮影し、発注者からの要求があった場合は提出しなければなりません。<br>（参考：工事記録写真等撮影要領、土木工事共通仕様書） |
| 改善された好事例（一例） | 工事の初期の段階において、受発注者双方で遠隔立会の積極的な活用が可能な環境整備を行い立会検査の効率化・省力化、書類作成の負担軽減に努めた。 |

| 事例2 | 具体的内容 |
|---|---|
| 現場の声 | 基礎杭工の工種別施工計画書の作成について、施工方法が同一にも関わらず工事進捗に合せて複数回の提出を求められた。施工方法が同一の場合、1回の提出で十分と思われる。 |
| 効率化に向けた考え方 | 基礎杭工の工種別施工計画書について、例えば5橋脚に1回に提出する等の規定はないため、施工方法が同一であれば、その旨を記載したうえで1回の施工計画書にまとめ、その施工計画書の対象範囲を明確にして提出すべきです。受注者はそのような過剰な要求がある場合には、提出書類の承認者である監督員又は主任補助監督員に改善の申し出をしてください。 |
| 改善された好事例（一例） | 監督員と事前に打合せを行い、同様部位、同様場所の施工方法であれば、施工計画書を1つにまとめるようにした。 |

| 事例3 | 具体的内容 |
|---|---|
| 現場の声 | 任意仮設となる仮設工事であったが、立会検査を求められた。 |
| 効率化に向けた考え方 | 割掛けや任意仮設としているものの立会検査は原則行いません。ただし契約項目で検測としているもの及び指定仮設で設計図書に規格・寸法等明記されている場合、設計図書に応じた品質確認及び寸法等の確認（検査）を行う必要がある。 |
| 改善された好事例（一例） | 工程会議の場において、任意仮設の立会検査が不要であることを確認した。 |

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

**（４）土木系工事において現場業務効率化に向けた取組みを行います。**

## 工事変更等検討会の実施（R5.11～試行、R8.7～本運用）

**工事の変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速な意思決定を目的に、受発注者が一堂に会した「工事変更等検討会」を活用**

- ✓ 早期工事着手に向け、調査・設計を含め、**早期の指示が必要**な事案
- ✓ その他監督員が必要と判断する事案

※手元にある資料を活用し、発注者は**過剰な説明資料等を求めない**
※説明資料は**動画等**を活用し、資料作成の**簡素化**を図る

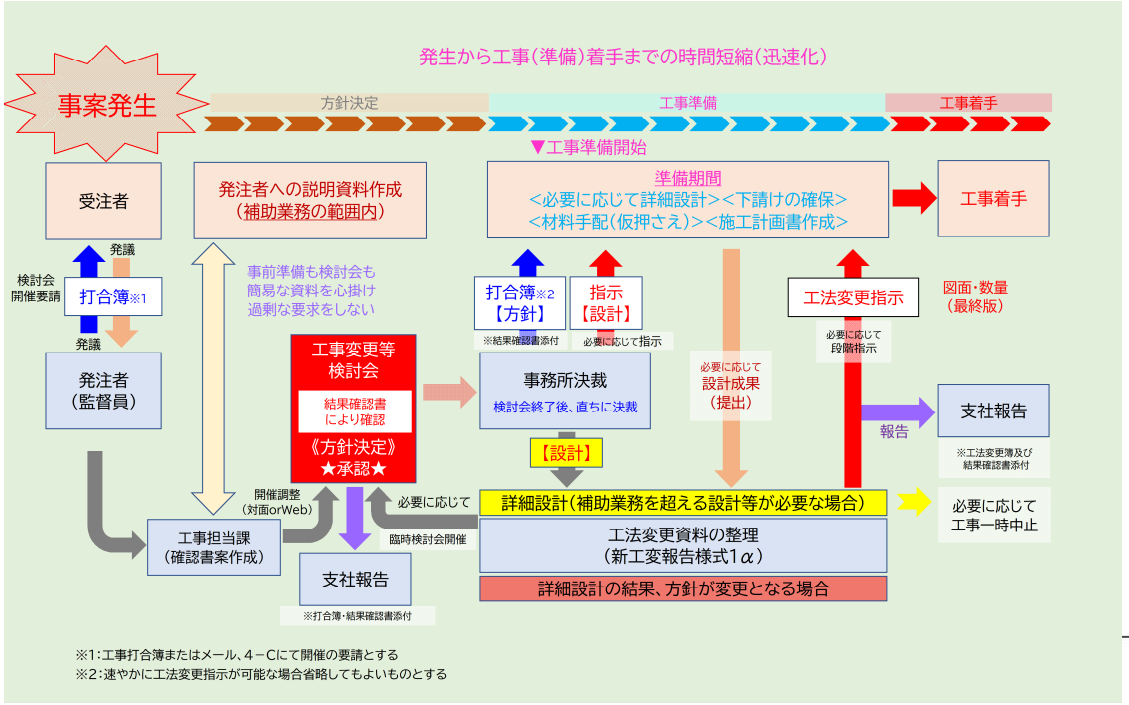
工事変更等検討会イメージ




動画等の活用例




工事変更等検討会の流れ



# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

**（４）土木系工事において現場業務効率化に向けた取組みを行います。**

## しゅん功検査の省力化（R5.7～）※R2.6より一部の工事で先行試行、R5.7より試行

**土木工事のしゅん功検査を対象に、書面検査時に重要性の高い書類を指定し、監督員や支社が品質・安全巡回において既に確認したものは対象から除外（重複確認の廃止）するとともに、検査項目を事前に通知することで書類準備の省力化**

**≪省力化の概要≫**

- しゅん功検査において検査・確認する**重要性の高い書類を選定**し事前通知
- 現地検査で出来形確認を行う工種、場所についても事前に指定し指示
- 検査において受発注者が**準備する標準的な書類を明記**
- 支社が行う品質巡回、安全巡回や監督員が行う施工プロセスチェックリストで記入した内容で**確認済のものは検査対象としない**
- kcube2で提出済の資料はしゅん功検査用に**印刷・再整理することは不要**
- 令和5年7月1日以降にしゅん功検査を行う工事（低入札価格調査対象工事を除く）

※一部しゅん功検査においても検査準備等の省力化を準用可能
※事前に指定された工種、場所以外の検査を検査員が指示した場合はこの限りでない

**≪導入効果≫**

- 重要性の高い書類の選定及び支社が行う品質巡回、安全巡回や監督員が行う施工プロセスチェックリストで記入した内容で確認済のものを検査対象としないことで**約1割の書類に対して省力化が可能**
- 書類において事前に選定することで、検索に必要な時間の削減が可能となり、**従前より多くの書類の確認が可能**
- 現地検査で出来形確認を行う工種、場所について事前に指定することで、現地検査で必要な**品質関係資料（資料全体の約7割）に対して事前準備の省力化が可能**

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

**（４）土木系工事において現場業務効率化に向けた取組みを行います。**

## ◇令和2年7月 施工管理要領（土工、トンネル、舗装）改正の概要

### ① 舗装工事におけるプラント検査から日常管理試験までの試験項目・頻度を見直し

- プラント検査では、アスファルト混合物事前審査制度で認定済の場合、認定書の提出で検査に替えることが可能とした
- 各種試験頻度の見直し
  - 材料・配合試験について、過去に出荷実績がありかつ材料の変更等がない場合、各種試験を省略
  - 日常管理試験頻度を低減（現場透水試験：空隙20％は廃止 等）

### ② トンネル工事における日常管理試験及び出来形管理の頻度を見直し

- 吹付けコンクリートの強度試験、ロックボルトの引抜試験の頻度の見直し
- 吹付けコンクリート厚さ、ロックボルトの突出量・長さの出来形確認頻度の見直し

### ③ 土工工事における書類の自主保存化、監督員立会の省略、モデル施工の一部省略

- RI印字記録の貼り付け提出を撤廃し自主保存とした
- グラウンドアンカー工の引き抜き試験等について監督員の立会を不要とした
- 一部材料で施工機械を規定しモデル施工を省略し転圧回数10回と出来るとした

## ◇令和5年7月 施工管理要領（土工）改正の概要

### ① 盛土工事における提出様式の見直し

- 他の様式や工程管理の中で確認できる内容に関する提出様式の廃止

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

**（４）土木系工事において現場業務効率化に向けた取組みを行います。**

## ◇令和6年4月 コンクリート施工管理要領　改正の概要

① 配合設計及び品質管理等が適切に実施できる工場※1で製造されたJIS認証製品であり、NEXCOが定める品質基準（最小セメント量、水セメント比、単位水量の上限など）を満足するものについて、下記のとおり変更する。

- コンクリート試し練りの実施　⇒　**試し練りの省略**
- 工場及び材料等の基準試験結果報告　⇒　**提示※2**
- 定期管理試験（アル骨試験以外）・日常管理試験（Co管理図以外）報告　⇒　**提示※2**

※1:全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場　（㊟マーク使用承認工場）
※2:受注者の責任において整備、保管し、発注者の請求があった場合は30日以内に提示する

② 鉄筋の基準試験のうち，引張試験及び曲げ試験（JIS G 3112）の実地試験を廃止（ミルシートで確認）

③ コンクリート標準示方[施工編]（2023制定）において、圧縮強度の目標値の設定方法が見直されたことを踏まえ、要領に反映（圧縮強度の割増係数の算出方法を改訂）

## ◇令和6年7月 レーンマーク施工管理要領　改正の概要

① 試験施工結果の有効期間、JIS規格材料試験結果の有効期限を延長
（試験施工結果6か月→1年間、JIS規格材料試験結果6か月→3年間）

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

**（４）土木系工事において現場業務効率化に向けた取組みを行います。**

## ◇令和7年7月 舗装施工管理要領改正の概要

① 舗装工事における日常管理試験から試験舗装までの試験項目・頻度を見直し

- 日常管理試験として実施している高機能舗装Ⅰ型用混合物（17%）における現場透水量試験は実施しないこととする。（試験舗装においては引き続き実施）
- 建設工事の試験舗装で実施するすべり抵抗試験の最低値が確認できた場合には、その後の試験を省略できるものとし、管理目標値はμ80（DFT）の最低値とその日数とする。
- 瀝青材散布工検査調書（日常管理）の提出時期を「速やかに」から「施工週の翌週金曜日までに提出」とする。
- 材料の基準試験結果等、監督員等への提出部数の項目を削除

## ◇土工　働き方改革関係（R7.7から試行実施）

① 盛土工における各種様式の提出時期見直し

- 提出時期が「毎週」となっていたものを「施工した翌週まで」、「試験完了後速やかに」となっていたものについても一部を「しゅん工まで」の提出とする等の提出時期見直し

## ◇令和7年7月 レーンマーク施工管理要領改正の概要

①　施工環境報告を提出から提示※に見直し

※受注者の責任において、整備、保管し発注者の請求があった場合に提示

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

**（４）土木系工事において現場業務効率化に向けた取組みを行います。**

◇令和7年7月 構造物施工管理要領改正の概要

① 鋼構造物　仮組立検査における現物支承の嵌合確認の見直し
- フィルム型による確認も認める規定に見直し

② 鋼構造物　部材検査における検査要領および基準の見直し

③ PCグラウト（プレミックス材）の配合試験を省略

④ 無収縮モルタル（プレミックス材）の日常管理試験の頻度見直し

⑤ はく落防止対策工の定期管理試験を省略
- 連続繊維シート（建設編のみ）によるはく落対策工については製造メーカーの性能証明書の提出により**定期管理試験を省略**

◇令和7年7月 コンクリート施工管理要領改正の概要

① コンクリート打ち込み時の立会の見直し
- 構造物種別に示すM区分（無筋コンクリート構造物および鉄筋コンクリートの小構造物）および仮設構造物については**立会を省略**

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

## ■コンクリート施工管理要領の改定による書類削減イメージ

（使用する材料の条件）
・NEXCOが定める品質基準（最小セメント量，水セメント比，単位水量など）
・JIS認証製品であること
・㊟工場であること

・条件を満足しない場合

・条件を満足している場合

受注者

【現行とおりの対応】

・試し練りの実施

・施工計画書
・非破壊試験
（圧縮強度・かぶり）
・打設結果報告

・基準試験
・定期管理試験
・日常管理試験

報告

書類確認

発注者

【改定に伴う新たな対応】

・施工計画書
・非破壊試験
（圧縮強度・かぶり）
・打設結果報告

・定期管理試験
（アル骨試験）
・日常管理試験
（Co管理図）

・試し練りの省略

・基準試験
・定期管理試験
（アル骨試験以外）
・日常管理試験
（Co管理図以外）

報告

書類確認

必要に応じて提示

※発注者の請求があった場合は
30日以内に提示する

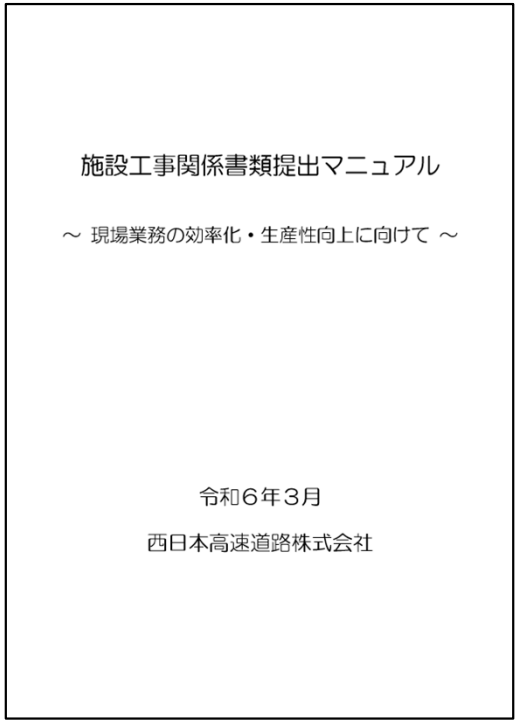
**書類提出項目数が約6割削減**

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

**（５）施設系工事において現場業務効率化に向けた取組みを行います。**

## ■施設工事関係書類提出マニュアルの制定(R6.3)

施設工事共通仕様書や施工管理要領に記載されている工事関係書類について、紙とデータの二重提出を防止するため、契約締結後に本マニュアルに基づき、個々の書類の提出方法等について受発注者で確認する




**施設工事関係書類**
**提出マニュアル**

**西日本高速道路株式会社**
**令和８年７月**

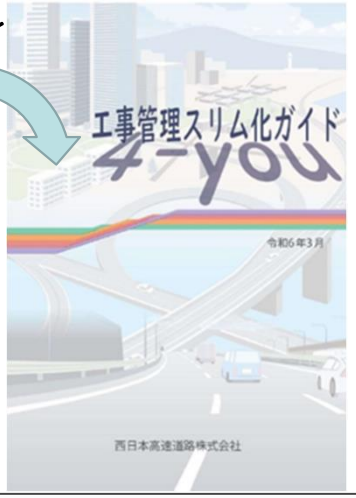
第１章　目的

第２章　工事関係書類一覧表（提出時期，作成者，提出媒体（標準），保存者等）

工事管理スリム化ガイドの制定により、『【巻末資料】施設工事関係書類簡素化ガイドライン』を廃止(R6.7)

契約関係書類の押印省略方法（電子メール）対象書類の改正（R7.7）

集約による廃止




**施設工事関係書類簡素化ガイドライン**

《目的》

受発注者が作成している施設工事関係書類において、必要最小限に簡素化するとともに、書類の電子化、遠隔立会及びWeb会議の活用により、インフラ分野のDXの推進、工事の円滑な施工及び受発注者双方の働き方改革の推進を図ることを目的としたもの。

《主な取組み内容》

- ✓ Web会議の積極活用
  （移動時間削減，ﾍﾟｰﾊﾟｰﾚｽ）
- ✓ 添付資料は最小限に
- ✓ 創意工夫等は最大10項目まで
- ✓ 遠隔立会の積極活用
  （移動時間削減）

みち、ひと…未来へ。
NEXCO 西日本

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

**（５）施設系工事において現場業務効率化に向けた取組みを行います。**

## ■頻度が高い（立会い検査）項目の効率化・簡素化

《従前（H29年度）より受発注者の負担軽減を実施》

（工事書類の削減・集約）




（工事写真の削減）




（遠隔臨場）



（工事情報共有SYS）
Kcube2




（機器等一括承諾）




**更なる負担軽減として（立会い検査）の頻度が高い項目に着目**

①③：施設工事共通仕様書を改定
②　：遠隔立会実施要領を改定



多種多様な材料
×
立会い検査
＝
受注者負担（大）




① 材料（検査）立会は、「写真検査」を適用

② 施工（検査）で現場に赴く立会を、「試験調整」に限定

③ 立会頻度の変更（例：杭打設_全数から、試験杭+適宜）




写真（材料等）検査




立会頻度（減）の変更

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

**（５）施設系工事において現場業務効率化に向けた取組みを行います。**

## ■機器等の一括承諾方式の導入

受注者及び発注者間の業務負担軽減の取り組みとして、毎年度、多くの現場で同仕様の機器等を用いた工事で設置する機器等について、予め当社と製造者との間で性能確認を実施し、仕様を満足する機器等に対し一括承諾を行ない、承諾された機器等は、現地では性能確認のための事務処理は省略し、設置後の据え付け検査や動作確認のみとします。（H28.1～）

1.一括承諾の発意は、製造者からの申請とします。

2.申請のあった機器等についての設計仕様書や製作図面、自主検査方案書等の技術資料の提出をいただき、確認を行います。

3.提出された技術資料をもとに製造された機器等に対し、性能確認試験を実施します。

4.技術資料及び性能確認試験の結果、施設機材仕様書集に示す性能を満足することが確認できれば申請のあった機器等について一括承諾通知を行います。

一括承諾の流れ

- 一括承諾の申請　（製造者 ⇒ NEXCO）
- 技術資料の提出　（製造者 ⇒ NEXCO）
- 技術資料の承諾　（NEXCO ⇒ 製造者）
- 機器等の製造　（製造者）
- 性能確認試験　（NEXCO･製造者）
- 一括承諾通知　（NEXCO ⇒ 製造者）

一括承諾機器等を使用した場合の工事の流れ

| 【一括承諾機器以外の場合】 | 【一括承諾機器を用いた場合】 |
|---|---|
| 工事の契約 | 工事の契約 |
| 機器等の技術資料の提出 | 一括承諾機器の使用届 |
| 機器等の製作承諾 | ⇩ |
| 機器等の製作 | 機器等の製作･出荷 |
| 製品の検査･出荷 | ⇩ |
| 据付け、現地試験確認 | 据付け、現地試験確認 |
| しゅん功 | しゅん功 |

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

**（6）施工管理において業務効率化に向けた取組みを行います。**

## Kcube2における現場業務効率化への対応

◇平成29年7月対応
- ✓ 従来、品質関係書類のみの決裁フロー（その他の書類は保存のみ）となっていたが、工事管理書類にも決裁フローを搭載し、監督員等と現場代理人との間で提出等行う全ての書類（契約責任者に係る書類を除く）において、原則、Kcube2の活用に変更（紙面による提出から電子媒体による提出に変更）。

◇令和元年7月～11月対応
- ✓ クライアントツールでの書類提出においてPDF形式で提出可能な機能を追加

◇令和4年4月対応
- ✓ 初期登録時の手続きの簡素化による早期のシステム利用環境の整備

◇令和4年10月対応
- ✓ 検索結果の表示件数を10件から100件に変更
- ✓ 添付ファイルの容量上限を20MBから30MBに変更

◇令和5年10月対応
- ✓ 電子帳簿保存法の改正に伴う操作履歴の検索機能を追加
- ✓ 検索対象書類、書類ステータス等による検索機能を追加




◇令和6年1月対応
- ✓ 決裁済書類の一覧表のCSV形式ファイルをダウンロードできる機能を追加
- ✓ 検索対象書類、書類ステータス等による検索機能を追加

◇令和6年3月対応
- ✓ Kcube2のトップページにkcube2の機能改良及びよくある質問事項について掲載
- ✓ 施工管理要領の各種品質管理書類の様式データの掲載

◇随時対応
- ✓ システム処理速度の改善

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

## （6）施工管理において業務効率化に向けた取組みを行います。

### ■　工事等管理システム（4－C）概要（R7.3～稼働）

NEXCO西日本の社内システム等と連携して工事及び調査等業務の業務効率化を加速させる目的で「受発注者の書類確認」や「コミュニケーション」を支援する利便性向上機能に重点を置いた新たなシステムを開発し、順次運用を開始します。（※表示する時期は目標です。）

**令和7年3月**

**（1）利用者登録の省力化**

トークンを廃止し、申請時点から使用可能

**（2）共有フォルダ機能**

図面をはじめ容量の比較的大きい資料を受発注者間で効率的に共有可能

**令和7年9月**

**（3）掲示板機能**

NEXCOの本社・支社・事務所から対象の工事等に対して掲示板への掲載が可能

**（4）スケジュール共有機能**

NEXCOのスケジュール機能と連携し、監督員等の予定の有無が見え、受注者の弾力的な立会予定の調整が可能

**（5）チャット機能**

受発注者間の交流活発化の促進ツール

**（6）書類提出（決裁）　現Kcube機能の搭載**

**令和8年7月**

工事における以下の書類を決裁
- 契約・仕様書書類（契約者）
- 契約・仕様書書類（現場代理人等）
- 品質管理書類（現場代理人等）

※書類毎に意見・追記機能（チャット）を搭載し、軽微な書類不備、添付漏れはチャットで対応

調査等における以下の書類を決裁
- 契約・仕様書書類（契約者）
- 契約・仕様書書類（現場代理人等）

※書類毎に意見・追記機能（チャット）を搭載し、軽微な書類不備、添付漏れはチャットで対応

**令和9年以降**

**（7）検索機能・他便利機能**

便利機能を拡大予定
例）検索機能の高度化（分類・ｷｰﾜｰﾄﾞ検索）
　　モバイルからの利用

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み




- 受発注者間で発生する大部分の書類を電子で処理し、ペーパーレス化を実現します
- コミュニケーションを支援する機能を搭載し、過剰な資料作成を抑制しますNEXCO関係者全員が利用することで、進捗管理や迅速な意思決定を図ります
- 仕事のやり方をDXでチェンジし、工事及び調査等業務の効率化・利便性の向上を実現します
- 業務を通じて得たナレッジを４-Ｃに蓄積します
- AIを活用した高度検索機能を導入し、必要な情報を迅速に提供します

**4-C**

| | |
|---|---|
| Construction | 建設 |
| Contract | 契約 |
| Communication | ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ |
| Core-system | 基幹ｼｽﾃﾑ |

みち、ひと…未来へ。
NEXCO 西日本

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

## （6）施工管理において業務効率化に向けた取組みを行います。

### ■遠隔立会実施要領の制定

受発注者ともに現場立会の移動時間削減等、効率的に行うことができる、映像と音声の双方向デジタル通信等を使用して確認、検査及び立会いを実施する「遠隔立会実施要領」を制定しました。（R4.2～）

（R5.11～遠隔立会状況のｽｸﾘｰﾝｼｮｯﾄ廃止、R6.4～施設工事、R7.7～土木工事　遠隔立会の適応拡大）

【遠隔立会実施要領　目次】

目　次


第1章　総　則

1－1　目的
1－2　適用の範囲
1－3　遠隔立会に使用する機器
1－4　施工計画書
1－5　遠隔立会における留意事項

第2章　遠隔立会の実施に関する事項

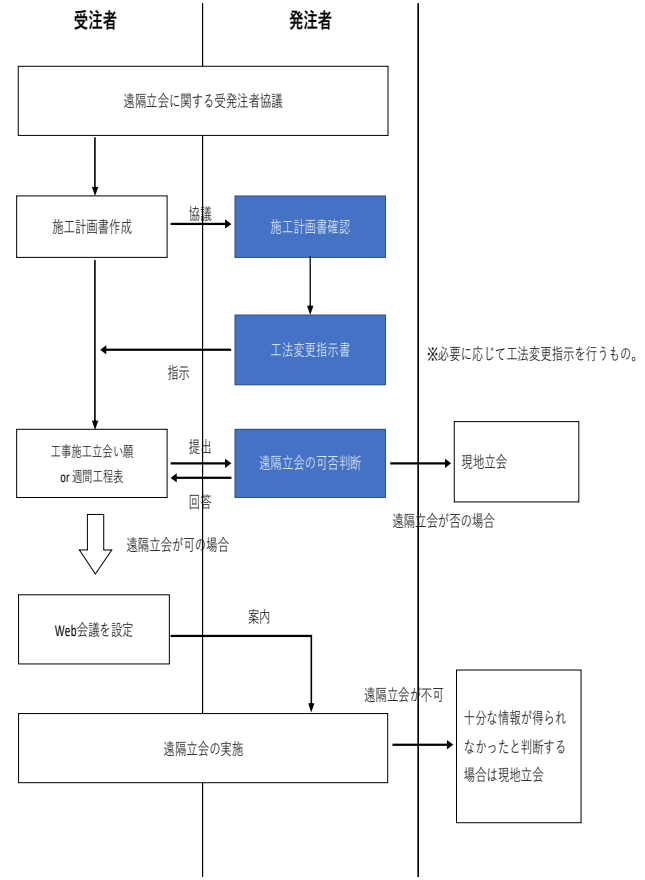
2－1　事前準備
2－2　遠隔立会の実施及び記録と保存
2－3　（参考）遠隔立会の実施に関するフロー図

（添付書類）
別表1　遠隔立会としない項目
別表2　遠隔臨場に関する適応性一覧表（施設工事）





【遠隔立会の実施に関するフロー図】




【遠隔立会としない項目】

①-1 試し練り、モデル施工、試験施工等、配合条件または施工条件の決定・確認するために行う立会項目
①-2 土質判定試験、岩判定、支持層の確認など監督員が判断する必要がある項目

【デジタル通信等技術による確認が困難な項目で原則、遠隔立会としない項目】

以下に該当する項目であっても、ICT技術等の活用や現場での創意工夫により、デジタル通信等技術による立会が可能と監督員が判断した場合は、遠隔立会も可とする。

②-1 材料の性状、試験状況、施工状況を確認し判断する必要があり、デジタル通信等技術による確認が困難な立会項目
②-2 触診・打音等を行い判断する必要があり、デジタル通信等技術では確認が困難な立会項目
②-3 広範囲の確認が必要かつ全体のとおりを確認する必要があり、デジタル通信等技術では確認が困難な立会項目

# 3　工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

**（6）施工管理において業務効率化に向けた取組みを行います。**

◇平成29年7月～　現場管理業務へのモバイル端末の導入（試行）

◇令和7年4月～　屋外で使用できるPC（SIM入り）貸与の導入（試行）

✓ **緊急を要する場合の対応等に活用**（工事受注者⇔監督員⇔施工管理員）

現場巡回時や立会検査(確認)時に品質や安全に不備がある等の緊急を要する場合、現場条件の変化により発注者(監督員・施工管理員)の確認を要する場合等の必要な現場写真等を受発注者間で速やかに情報伝達します。

✓ **現場での待機時間等を有効活用**　（工事受注者・監督員・施工管理員）

発注者(監督員、施工管理員)は、会議(打合せ)、現場立会い検査(確認)等の空き・待ち時間などに工事情報共有・保存システム(Kcube2)により、書類をモバイル端末やPCで確認できる環境を利用することにより、工事関係書類の内容確認に活用することで、現場の問題解決や意思決定の迅速化に繋がります。

✓ **意思決定に必要な技術関係資料の共有化**（監督員・施工管理員）

現場での速やかな判断や立会い確認時の技術基準等の情報をモバイル端末やPCを活用しその場で検索・確認し、意思決定を支援することで、現場管理業務の生産性の向上を図ります。